

第18回 八代市都市計画審議会 議事録

日 時 令和4年1月21日(金) 9:30～10:25

場 所 八代市役所 仮設庁舎 東棟2階 21号会議室

議 題

議第1号 八代都市計画道路3・4・11号西片西宮線の都市計画の変更について

報 告

報告案件 八代都市計画臨港地区の変更(熊本県決定)について

その他

審議会の運営方針について(審議)

【議事の経過】

1. 審議会の成立

委員総数15名中、12名の出席により成立

2. 議事録署名委員の指名

松本 章、馬淵 三郎、

3. 議事

(議長)

議事の進行を努めさせていただきます勝野です。本日は審議並びにご協力の程、よろしく願いいたします。

(議長)

議事の前に、運営要領第11条第3項により、本日の議事録署名者を指名したいと思います。松本委員と馬淵委員にお願いするということによろしいですか。

(議事録署名者)

はい。よろしく申し上げます。

(議長)

本審議会は市が定めます「審議会等の会議の公開に関する取扱要領」に基づいて、原則公開であります。議事録についても公表されるということになりますので、委員の皆様におかれましては、本審議会が公開であるということを充分踏まえたうえでのご発言をよろしく申し上げます。

また、傍聴される方は、傍聴要領を遵守されますとともに、報道機関の方におかれましても、十分な配慮をよろしく願いいたします。

では、議事に入りますので、事務局より議案の説明をよろしく申し上げます。

(事務局)

はい、皆様おはようございます。建設政策課の田中と申します。どうぞよろしく願いいたします。

議案の4ページの次第をお開き下さい。本日は、議事として、議第1号「八代都市計画道路3・4・11号西片西宮線の都市計画の変更について」ご審議頂きたいと思っております。議案の5ページに、八代市都市計画審議会で審議する事項とありますが、今回の案件はこちらの1項目目【市が決定しようとする都市計画についての審議】に

なっております。

その後、その他案件として、「八代都市計画臨港地区の変更について」ご報告させていただきます。

最後に、こちらの次第には載せてございませんけれども、急遽、事務局より審議会の運営方針について1件お諮りしたい内容がございます。事前にお知らせしていなかった案件ではございますけれども、後ほどご審議のほど、よろしくお願いたします。

それでは、改めまして、議第1号「八代都市計画道路3・4・11号西片西宮線の都市計画の変更について」説明をさせていただきますが、ここから先の説明については、担当課の都市整備課より説明いたします。

(担当課)

はい、皆様おはようございます。都市整備課街路係の福田と申します。どうぞ、よろしくお願いたします。

私の方からは、八代都市計画道路西片西宮線の都市計画の変更につきまして、説明をいたします。配布資料の議案書がございますけれども、それを詳細にしたものがこちらのスライドでございますので、基本的にはこのスライドで説明をしたいと思えます。なるべく駆け足で説明したいと思えます。よろしくお願いたします。

まず、こちらが西片西宮線を上空から見た写真です。上が北側になります。こちらが臨港線、こちらが国道3号、こちらが九州新幹線となっております。太田郷校区、宮地校区を縦断するような形で西片西宮線を整備しております。

続きまして、西片西宮線の概要について説明をいたします。当路線は、市街地東部を南北に縦断する道路でございます。起点の県道八代港線、通称：臨港線から国道3号を結ぶ都市計画道路でございます。昭和41年9月に延長1,000m、幅員16mで都市計画決定をされております。本路線の必要性、効果としまして、新幹線新八代駅へのアクセス向上、通学路の安全確保、周辺地域の交通渋滞の解消に寄与するものでございます。本路線は、1工区360mを供用開始し、現在、2工区を令和5年度の完成に向け事業中でございます。また、今回、都市計画の変更を行う3工区290mは、来年度からの事業着手に向け、現在計画中でございます。

こちらが位置図になります。今回の都市計画の変更につきましては、延長の変更と国道3号との接続部分の交差点の形状に伴う道路区域の変更でございます。こちらが、それを詳細にした図面でございます。先ほども申しましたとおり、1工区が開通済み、2工区を事業中でございます。なお、2工区につきましては、現在、用地取得、建物移転の契約はすべて終了しておりまして、今年度末までには建物もすべて移転が完了する予定でございます。令和4年度、5年度で文化財調査と道路工事を終了しまして、令和5年度末の供用開始を目指しております。こちらが断面になります。全体幅員が16m、車道幅員3m片側1車線の交互通行でございます。両側に3mの自転

車・歩行者道路を設けております。車道と自転車・歩行者道の間、緑地帯を設置する予定でございます。こちらが事業計画でございます。1工区は供用開始をしておりますので、2工区・3工区について説明いたします。2工区は、先ほど申しましたとおり、令和5年度の完了、3工区につきましては、令和3年度末に都市計画の変更を行いまして、令和4年度に事業認可を取得し、まずは調査測量設計を行い、その後、用地補償、文化財調査、道路工事という形で進めまして、事業期間7ヶ年を予定しております。今のところ、完了予定が令和10年度となっております。

こちらが全体を上から見た写真になります。先ほどの最初の写真と同じでございますが、ちょうど食肉センター跡地東側をかすめていくような形で整備を行います。こちらが1工区の航空写真と近景でございます。次の写真が事業中の2工区でございます。構造物が整備された状況でございます。続きまして、こちらが3工区でございます。3工区はまだ事業に着手しておりませんので、こういう状況でございます。この赤のラインが、道路がこういう形でできますよというラインでございます。こちらの写真が国道3号線との取り付け部分でございます。こういう形で道路がとりついていきますということになります。

これまでが西片西宮線の概要についての説明でございました。

次に都市計画の変更について説明をいたします。

まず、都市計画の種類でございます。大きく分けて3つございます。「土地利用」、「都市施設」、「市街地開発事業」です。土地利用につきましては、例えば、用途地域などがございます。そして、市街地開発事業というのが、八代市の事業で申しますと八千把地区土地区画整理事業がございます。そして、今回の案件が、都市施設の中の道路、いわゆる都市計画道路ということでございます。

次に都市計画の変遷について説明いたします。西片西宮線は当初、昭和41年9月に都市計画決定がなされまして、昭和50年に名称が変更になりました。そして、平成15年と平成21年に、1工区におきまして、臨港線との交差点の形状の変更に伴いまして都市計画の変更をしております。今回が令和4年の3月ということで、3工区の道路区域の変更と延長の変更を行うものでございます。

こちらが、都市計画法に基づく都市計画の決定の手続きの流れでございます。まずは素案を作成し、関係機関協議のうえ、市民の皆様の意見を反映させて、計画案ができます。それを基に道路管理者や熊本県の都市計画部局との協議を行いまして、変更についての公告、計画案の縦覧を行います。計画案に対し意見書が出されましたら、意見の要旨を都市計画審議会で説明することになっております。さらに都市計画審議会が計画案が可決されますと、県との本協議、都市計画の決定、市の告示、熊本県の公告というような流れになっております。

こちらが、都市計画の変更についての新旧対象図でございます。まず、延長の方が変更前1,000mから今回1,020mに変更する予定でございます。また、国道3

号との交差点の形状が変更になったことから、道路区域の変更を行うものでございます。次に、こちらが区域の変更を行う部分の詳細な図面になります。薄いピンクの部分が当初の都市計画道路の区域でございます。濃い赤の部分が変更部分、いわゆる道路区域の拡張部分でございます。次に、変更理由でございます。当初計画では、右折レーンと左折レーンが一つになっており、右折する車も左折する車も一つのレーンから出るような形の計画でございますが、右折レーンと左折レーンを分けることで、安全性の向上と円滑な交通処理を図るものでございます。レーンは3mでございますので、この3mのレーンが追加されたことで交差点部分におきまして、全体幅員が16mから19mに変更になります。それと、隅切りの部分につきましても、車が回る時のカーブ、車の軌跡を計画に入れたときに、このカーブの始まりが変わってきたものですから、隅切りを多めにとったということでございます。また、延長の変更でございますけれども、これは単に距離が延びたということではなく、詳細に調査した結果、290mであった3工区の延長が310mに確定したものでございます。これにより、全体延長を1,000mから1,020mに変更するものでございます。こちらが、3工区の交差点部分の平面図になります。こちらが国道3号の断面図でございます。計画断面の方は右折レーンが今回追加されております。こちらが西片西宮線の断面図でございます。先ほど変更理由のところでも、ご説明したとおりでございます。

ここで、西片西宮線が開通した場合の交通解析結果、交通状況を動画でお見せしたいと思います。

<動画を表示>

上段が、西片西宮線が開通していない現在の状況でございます。下段が、西片西宮線が開通した場合の交通状況でございます。これは、国土交通省が5年に1回行っております交通量センサス OD 調査により解析した20年後の交通量を基に検討をしております。平成22年の交通量センサス OD ベースのデータを基に、平成22年から20年後、令和12年の将来交通量を推定しまして、西片西宮線につきましては一日5,500台という推定が出ておりますけれども、この交通量で車を走らせた場合に、こういう流れになります。これで何を見るかと申しますと、例えば、信号が赤になった時にどれくらい滞留するか、例えば西片西宮線の滞留が長くなれば、左折レーンに入れなとか、もしくは、国道3号の滞留が長くなれば、県道氷川八代線から国道3号へ車が出られないとか、そういう渋滞が発生しないかということはこの交通解析シミュレーションで検討しております。これが一番ピーク時でございます。夕方のピーク時の交通量でございます。これを見ても目立った渋滞は発生していないということが、お分かりいただけます。

続きまして、説明に戻ります。

それでは、都市計画の変更につきまして、本日の1月21日のこの都市計画審議会

までにどういふことをやってきたかを説明いたします。

まず、令和2年度からこの変更の業務に着手しました。交差点の計画は、交通管理者や道路管理者との意見調整が必要になりますので、まずは、熊本県警察本部や道路管理者である国、県、市と意見調整を行っております。この結果を基に素案を作成し、地域の代表者や地権者の方へ素案の説明を行っております。都市計画法では公聴会などを開いて住民の方々の意見を反映させることとなっておりますけれども、今回コロナの影響で説明会を開くことができませんでした。そこで、地域の代表者の皆様、地権者の皆様には個別に訪問し説明を致しました。そして、地域住民の皆様には10月の回覧板において、この変更についてのチラシを掲載させていただいております。それと、太田郷出張所と宮地出張所の掲示板に大きなポスターを掲示しております。その後、住民の皆様の意見を反映させた計画案を作成しまして、それを基に再度、警察本部や道路管理者と本協議、熊本県の都市計画部局と事前協議を行っております。さらに、この変更について令和3年11月25日から12月9日までの2週間、公告と計画案の縦覧を行っております。そして、今回、この都市計画審議会に臨んでいくところでございます。

次が、地権者の皆様への説明と周知の状況でございます、こちらが太田郷出張所や宮地出張所に掲示板を掲示した状況でございます。こちらは道路管理者や警察本部からの回答文書でございます。こちらが熊本県の都市計画課からの回答文書でございます。これが公告文でございます。市の掲示板とホームページで公告をしております。公告と計画案の縦覧の周知につきましては、市のホームページとエフエムやつしろで「縦覧を行います」という周知をしております。そして縦覧場所としましては、都市整備課前と市のホームページで縦覧をしまして、市民の皆様からの意見を求めたところでございます。こちらが、都市整備課の前の縦覧場所の状況です。

最後に、計画案に対する意見の要旨について説明いたします。

まず、地権者の皆様への説明、地域住民の皆様への周知に伴う意見としましては、都市計画の変更に係る意見は「異議なし」ということでございました。その他の意見としまして、できるだけ早く開通してほしいという意見がございました。今の状態は暫定的な供用開始でございまして、1工区までが開通しており、2工区からが道路が狭くなって交通負荷がかかって、非常に危ないということで、国道3号まで早く開通してほしいという意見が非常に多くございました。

また、道路照明を連続的に設置してほしいという意見もございました。連続照明を設置する基準は、極めて交通量が多い、原則25,000台以上の交通量ということでございまして、国道3号でも21,000台、22,000台ですので、現在も、連続照明は設置されておられません。照明灯を設置する必要があるのは、基準として、信号機がある交差点となっております。1工区におきましても、臨港線の交差点と二中通りの交差点は信号機設置の交差点でございますので、照明灯がついております。それと同じ

取り扱いで、信号機を設置する国道3号との交差点につきましては、道路照明を設置したいと考えております。そういうことで、連続照明は設置できないのですが、国道3号との交差点部分につきましては、照明を設置しますという説明をいたしまして、ご理解をいただいているところでございます。

次に公告、計画案の縦覧に伴う意見としましては、意見書の提出はありませんでした。

今後も、引き続き、一日でも早い全線開通に向けて、取り組んでまいりますの、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

(議長)

ありがとうございます。

議第1号について、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問があれば挙手をお願いいたします。

(議長)

何かございませんでしょうか。

はい、それでは、議第1号については原案通り可決ということにいたしますが、よろしいですか。

(各委員)

はい。

(議長)

ありがとうございます。

それでは、議第1号については、原案通り、可決致しました。

(議長)

本日の議案は以上ですので議事を終了します。結果につきましては、私から八代市長の方へ答申しておきます。

次にその他報告案件ですが、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

事務局より「八代都市計画臨港地区の変更(熊本県決定)について」報告致します。議案書の17ページをお開きください。A3の紙1枚で折り込んでいる資料でございます。

まず、はじめに今回の八代都市計画臨港地区の変更ですけども、こちら八代港臨

港地区の変更でございます。臨港地区は、港湾の区分によって都市計画の決定権者が異なりまして、八代港は重点港湾に位置付けられておりますので、今回の都市計画の変更は熊本県が定めることとなっております。

それでは、最初に臨港地区について簡単にご説明いたします。資料の左下をご覧ください。臨港地区とは、港湾の管理運営を円滑に行うため、水域である港湾区域と一体として機能すべき陸域のことであり、都市計画区域内外によって都市計画法又は港湾法の規定により定められます。

今回変更の対象となる八代港は、都市計画区域内のため、都市計画法の規定により臨港地区として指定をされます。臨港地区に指定された場所では、施設を建設・改良しようとする等の一定の行為をするときには、港湾法に基づき港湾管理者である熊本県に届出が必要となります。

それでは、変更の内容について説明致します。資料の右上の位置図をご覧ください。こちらで紫の破線で囲まれた部分が八代港臨港地区でございます。八代港は平成24年から外国クルーズ船の寄港が始まり、平成29年7月には国から国際旅客船拠点形成港湾の指定を受けました。その後、ご存じの通り、国、県及びロイヤルカリビアン社の3者連携により国際クルーズ拠点の整備を始め、令和2年の3月に「くまモンポート八代」が完成いたしました。

今回、くまモンポート八代とあわせて、八代港にクルーズ船専用岸壁が整備されましたことに伴い、埋立て造成された陸域部分、右下の航空写真の赤線で囲まれた部分、こちらが新たに臨港地区に追加することとなります。

資料左の中段のところをご覧ください。追加される面積は0.6ha、変更後の臨港地区の全体の面積は446.5ha となります。なお、※印にありますとおり、都市計画上の決定は整数値となりますので、447ha に変更となります。

最後に、熊本県の都市計画課へ都市計画の変更の手続きについて、現在の進捗状況について確認をいたしましたところ、昨年12月22日に熊本県都市計画審議会が開催されまして、本案件については承認されております。その後、今年1月から残りの必要な手続きが進められておまして、本日の1月21日、都市計画決定の告示がなされる、ということをお伺っております。以上、八代都市計画臨港地区の変更の件についてご報告でございました。

(議長)

はい。ありがとうございました。事務局からの報告案件に関しましてはこれで終了致します。

最後に次第にはありませんが、審議会の運営方針について1件事務局より提案がございます。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

本日の審議会において、もう1件、八代市都市計画審議会の運営の改正について、委員の皆様へご審議して頂きたい内容がございます。事前に説明がなく急遽提案させて頂く内容でございます。議案書には添付しておりませんので、別紙資料で説明します。「八代市都市計画審議会運営要領(改正案)」の資料をご覧ください。

こちらの運営要領は、八代市都市計画審議会の運営に関して必要な事項をまとめたものでありまして、平成17年12月26日、市町村合併後、最初の第1回八代市都市計画審議会において、承認されたものでございます。

裏面をご覧ください。上段の第8条、審議会の開催のところの第2項に赤字で書かれた条文を追加することを事務局からご提案いたします。まずは、追加条文を読み上げます。「条例第5条第2項の規程にかかわらず、会長は、災害、疫病、その他の事由により委員を招集して会議を開催することが困難であると認めた場合には、書面で委員の意見を聴き、審議会の議決に代えることができるものとする。」

では、この条文について説明いたします。はじめに条例第5条第2項とありますが、条例とは議案書の18ページにあります「八代市都市計画審議会条例」のことです。その第5条第2項の規定では、審議会は委員及び議事に関係ある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない、となっております。しかしながら、ご存じのとおり、近年、新型コロナウイルスの感染拡大が続いておりまして、感染症の感染リスクにより委員が一同に集まることができない場合、また、大規模な災害等の発生により出席が困難となった場合に、会長の判断により書面で各委員の意見を聴いて、審議会の議決に代えることができるよう、運営要領を改正するものであります。

既に、いくつかの八代市のほかの審議会におかれましては、書面会議の開催ができるよう改正が行われておりますことから、八代市都市計画審議会においても、本日の審議会において同様の要領改正をお諮りする次第でございます。

資料の2枚目をご覧ください。こちらの資料は書面会議に関する取扱についてまとめた資料です。一般的な書面議決の実施方法や書面会議の流れについて記載しております。実際に書面会議になりました場合には、会長にご相談の上、この資料に記載している実施方法を参考にしながら運営していきたいと考えております。

最後に、八代市都市計画審議会は、八代市の将来の都市計画を決定する非常に重要な審議会でございます。基本的には委員の皆さまへお集り頂いて、審議して頂くことが一番だと事務局としては考えておりますが、今般の社会情勢を踏まえて、一同に集まっての会議ができない事態を想定しまして、急遽、運営要領の改正について提案させて頂きました。委員の皆様、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(議長)

はい、ありがとうございます。事務局より書面議決についての要領改定の説明がありました。これに関してご意見、ご質問があれば挙手をお願いします。

(A委員)

要領自体には問題ないと思います。他の審議会もそういった形で(やられているので・・・)この案件は審議事項に戻ったということでもよろしいでしょうか。

(事務局)

はい、本来は審議の事項になります。

(A委員)

はい。わかりました。以上です。

(議長)

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい、他に意見がなければ、事務局にて提案がありました要領については本日付けで改正させていただきます。改正後の運営要領に基づいて、皆様へおかれましては、今後、書面による審議会の開催があるということで、よろしく願いいたします。

(議長)

以上をもちまして、本日の議案及び報告案件、ならびに事務局から提案のありました要領改正の件についての審議は終了いたします。

進行を事務局へお返しします。ご協力ありがとうございました。

終了